令和９年度　遠賀町スポーツ施設定期利用団体　募集要項

遠賀町教育委員会
生涯学習課スポーツ文化係

１．目　　的

定期利用団体とは、「遠賀町スポーツ施設定期利用団体要綱」に基づき、年間を通じて定期的かつ継続的にスポーツ施設を利用することを遠賀町教育委員会が認めた団体です。

したがって、定期利用団体の皆様には、スポーツ等を通じて健康で明るい地域社会を実現できるようご協力お願いいたします。

２．対象となる施設・使用料・減免割合【別表】

３．定期利用団体について

定期利用を申請する団体が、以下の基準を全て満たすことをご確認ください。

① 会員の数がおおむね１０名以上かつ町内在住者が５割以上であり、会員が自主的かつ相互的に活動を行うこと
② 会員の総意により、民主的な運営がなされること
③ 団体を律する規約、会則などが確立していること
④ 代表者、役員、会員が明らかであること
⑤ 講師や指導者を必要とするときは、その謝礼金が月額30,000円を超えないこと
⑥ 会員の講師謝礼負担金が月額3,000円を超えないこと
⑦ 営利や売名を目的とした団体名、活動をしないこと
⑧ 特定の宗教及び政治団体のための活動でないこと
⑨ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団及び暴力団員と密接な関係を有する団体でないこと

４．登録申請について

○提出書類

① 令和９年度　遠賀町スポーツ施設定期利用団体　登録申請書（様式第１号）
→必要事項を漏れなく記入し、利用する施設毎に提出してください。
② 令和９年度　遠賀町スポーツ施設定期利用団体　会員名簿
→①の裏面です。記入欄が足りないときは、コピーして記入してください。
③ 遠賀町スポーツ施設鍵借用書（様式第４号）
→鍵の必要な施設を利用する場合は、提出してください。
④ 各施設減免申請書
→各施設の使用料の減免を希望する場合は、提出してください。

○施設、曜日、時間等が重複した場合の考え方（施設、曜日、時間等を「内容」とします。）

原則として、優先順位は次の通りとします。同位の団体が重複した場合は先着を優先します。

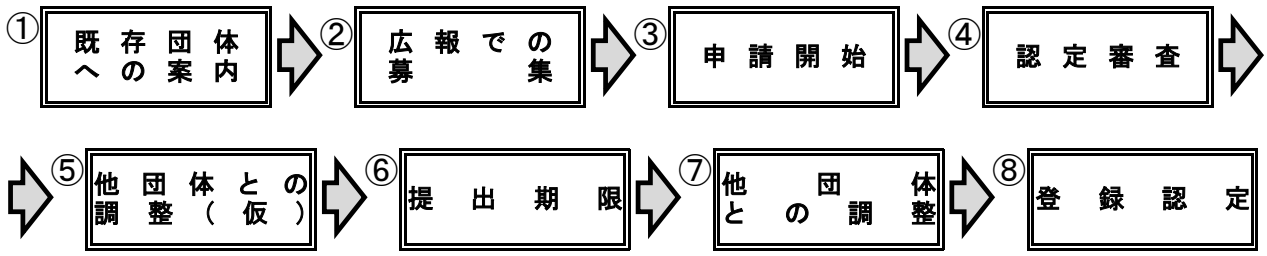
前年度の内容に変更のない既存団体 ＞ **前年度の内容に変更のある既存団体**／**新規登録申請団体** ≫ **期限後に申請又は内容を変更した団体（既存・新規問わず）**

例）既存団体（変更なし）と、既存団体（変更あり）又は新規団体とが重複した場合は、既存団体（変更なし）を優先します。

例）既存団体（変更あり）と、新規団体とが重複した場合は、先着を優先します。

例）期限内に申請した団体（既存・新規問わず）と、期限後に提出又は内容を変更した団体（既存・新規問わず）とが重複した場合は、期限内に申請した団体を優先します。

５．登録認定までの流れ



①は、広報での案内より先に既存団体へ要綱等を送付します。

※　広報より早く案内をしますが、申請開始は１１月２日（月）からです。

②は、広報おんが１１月号（１０月２３日発行）に掲載します。

③は、令和８年１１月２日（月）から、提出先は遠賀町役場生涯学習課スポーツ文化係のみです。

④は、申請書の提出があった際に、順次行います。

※　記入漏れや質問等ある場合は、申請者に連絡し、確認させていただきます。

⑤は、空き状況等の問合わせに対応できるよう、「仮」で割当表に入力します。

⑥は、令和８年１２月４日（金）１７：００までです。【期限厳守】

⑦は、「〇施設、曜日、時間等が重複した場合の考え方」により利用内容の調整をします。
内容に変更が生じる場合は、申請者又は代表者にその旨を連絡します。

⑧は、申請された団体を定期利用団体として認定したとき、申請者に登録認定通知書を郵送します（１月中に発送予定）。

６．注意事項

以下の項目について不正や違反が確認された場合は、定期利用団体の認定取消や利用の制限をすることがあります。

代表の方には、以下の項目を会員の皆様に周知徹底していただきますようお願いいたします。

①　１日の利用時間は、原則として２時間までです。
なお、時間を延長する場合は、事前に通常の利用申込が必要となります。

②　日曜日及び祝日等は各種大会又はイベント会場としての利用があるため、原則、定期利用の対象外です。また、平日及び土曜日が祝日となる場合は、定期利用の予定日であっても、対象外となりますのでご注意ください。
なお、日曜日及び祝日に利用される場合は、事前に通常の利用申込が必要となります。

③　使用料は、１ヵ月分をまとめて、利用月の前月末までに納めてください。

④　定期利用の予定日に施設の利用ができなくなった場合は、速やかに窓口に中止届を必ず提出してください。特に学校施設利用団体は、遠賀町中央公民館の窓口から学校にも中止連絡をしていますので、お早めにお願いします。
使用料は、中止届の提出が利用予定日の７日前までなら全額、前日までなら５割の還付となり、当日は不還付となります。（災害時等は除きます）

⑤　申請内容の変更や会員に異動等があったときは、「令和９年度　遠賀町スポーツ施設定

期利用団体　登録内容変更申請書（様式第３号）」を速やかに教育委員会に提出してください。

⑥　貸与された鍵等の管理や施設の解錠及び施錠、機械警備の解除及び警備開始は、団体の代表者が責任をもって行ってください。また、鍵の複製や又貸しは、いかなる理由があっても禁止します（発覚次第、定期利用団体の認定を取り消します）。

　万が一、鍵等を紛失した場合は、速やかに教育委員会に届け出てください。教育委員会が新たに鍵を作成し貸与しますので、鍵作成の実費分を弁償していただききます。

⑦　利用を許可された施設以外には立ち入らないでください。

　小中学校の駐車場は、台数に限りがあるため、スムーズな入れ替わりと事故防止にご協力ください。

⑧　遠賀体育センター、遠賀町民体育館、遠賀コミュニティーセンターは、入館及び退館時に施設管理者に声をかけてください。

⑨　施設や備品等を破損したときは、速やかに施設管理者及びスポーツ文化係に連絡してください。

　教育委員会が過失があると認める場合は、定期利用団体の認定を取り消し、原状回復にかかる費用を弁償していただききます。

⑩　学校体育館及び武道館は土足厳禁ですので、必ず上履きを使用してください。

⑪　水分補給を除いて、施設内での飲食は厳に慎んでください。

　また、スポーツドリンク等の成分は床板を傷めるため、ミネラルウォーター等の真水に近いものを飲用されるようお願いいたします。

⑫　学校施設は敷地内禁煙です。また、敷地外でも学校周辺での喫煙はご遠慮ください。その他の施設においても灰皿又は吸殻入れを設置している場所でのみ喫煙可能です。また、吸殻やゴミ等の放置は固く禁止します。モップ掛け等により発生したゴミ以外は、各自でお持ち帰りください。

⑬　利用者の怪我や事故等につきましては、各団体の責任において対処してください。

⑭　施設を利用した際は、毎回必ず施設利用日誌に記入してください。

　施設管理者がいる施設においては、施設管理者の指示に従ってください。

⑮　競技及び練習等に必要なボールやシャトル、ラケット等の用具（消耗品）は各団体で用意してください。

⑯　町や教育委員会、区、地区公民館及び体育協会等が施設を利用する場合は、利用を中止していただく場合があります（事前に代表者又は申請者にその旨を連絡します）。

※利用中止分を振り替えることはできませんのでご了承ください。

⑰　その他、教育委員会職員や施設管理者の指示を遵守して施設を利用してください。

定期利用団体間で利用時間が前後している場合は、後片付け及び清掃を完了させたうえで利用時間を厳守し、団体間で譲り合って利用してください。